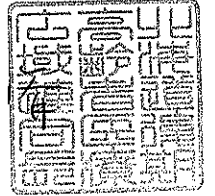


北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則  
の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

北海道後期高齢者医療広域連合長 犬場



北海道後期高齢者医療広域連合規則第11号

北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「事務局企画班」を「事務局総務班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。